

## 船橋市保育所等安全対策推進事業（保育所等事業継続支援事業）

### 補助金交付要綱

#### （目的）

第1条 本事業は、令和5年度（令和4年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和4年度第2次補正予算分）分）の国庫補助について（令和5年7月14日こ成事第356号）及び認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和5年4月19日こ成保第15号）に基づき、第3条に規定する補助対象施設等に対し、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。令和5年4月1日から5月7日までの間においては濃厚接触者等のことをいう。以下「感染者等」という。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な人件費等に対し補助金（以下「補助金」という。）を交付し、継続的な事業実施に向けた環境の整備を支援することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この要綱において用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定めるところによる。

#### （補助対象施設等）

第3条 本事業の対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）は、次の各号に掲げるものであって、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくための取組に努めている施設等とする。

- （1）保育所
- （2）幼保連携型認定こども園
- （3）小規模保育事業所
- （4）家庭的保育事業所
- （5）事業所内保育事業所

(6) 居宅訪問型保育事業所

(7) 認可外保育施設（法第59条の2第1項の規定による市長への届出を行っている認可外保育施設であって、認可外の居宅訪問型保育事業においては複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、船橋市内で補助対象施設等を設置又は運営している事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象費用)

第5条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象施設等において新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合において、事業を継続的に実施していくために要した経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 職員の感染等による人員不足に伴う職員の緊急確保にかかる費用や、割増賃金・手当等の費用のうち、市長が適当と認める費用。

(2) 職場環境の復旧・環境整備を行うために、施設の消毒清掃を行った際に要した費用のうち、市長が適当と認める費用。なお、委託により実施した場合の委託料については、補助事業期間内に契約、実施、支払いを完了したものに限り、

2 補助対象費用の支払い方法がクレジットカード払いの場合は、次の各号に掲げるものに限り、補助事業期間内に当該補助対象費用の支払いを完了したものとみなす。

(1) 補助事業期間内にクレジットカード決済が完了しているもの

(2) 業務上やむを得ず職員等が個人のクレジットカードを使用して立て替払いをした場合であって、補助事業期間内に個人のクレジットカード決済が完了し、かつ補助事業者が立て替えた個人に対して精算を行ったもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1施設あたりの補助対象費用の総額と次の各号に掲げる

1 施設あたりの補助基準額を比較して少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（1）保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。）

1 施設あたり

- |                |          |
|----------------|----------|
| ① 定員19人以下      | 300,000円 |
| ② 定員20人以上59人以下 | 400,000円 |
| ③ 定員60人以上      | 500,000円 |

（2）認可外の居宅訪問型保育事業

1 施設あたり 300,000円

2 前項の規定に関わらず、補助金の額は予算の範囲内において交付するものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）

は、次に掲げる書類を添えて、市が指定する申請期間中に、市長に申請しなければならない。

- （1）船橋市保育所等安全対策推進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- （2）領収書等
- （3）申請額の内訳のわかる書類
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、補助対象費用の額は原則、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、消費税額を含めて申請することができる。

- （1）免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭

和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)の返還が発生しない事業者

(2) 申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない事業者

(3) その他交付される補助金が減額されることで、補助事業の実施に支障をきたすおそれのある事業者

3 申請者は、前項第 2 号及び第 3 号により申請するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付可否の決定等)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、船橋市保育所等安全対策推進事業補助金交付可否決定通知書(第 2 号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 9 条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。)第 14 条第 1 項第 2 号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 申請者は、前項に規定する財産について、その台帳を作成して管理状況を明らかにするとともに、当該財産の内容について市長に報告しなければならない。

3 市長の承認を受けて財産を処分することにより申請者に収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

4 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事

業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

5 申請者のうち、消費税額を補助対象費用に含めて申請した事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第3号様式）によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

6 申請者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（交付決定の取消等）

第10条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 2 月 8 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付が決定された補助金については、この要綱の規定はなおその効力を有する。

第1号様式

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市保育所等安全対策推進事業（保育所等事業継続支援事業）補助金交付申請書

法人名  
施設名  
住 所  
代表者氏名

保育所等安全対策推進事業（保育所等事業継続支援事業）補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請金額 円

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑（チェック））

① 補助金交付額の算定	
<input type="checkbox"/>	消費税額を補助対象費用に含めないで補助金交付額を算定
<input type="checkbox"/>	消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。（返還額が0円の場合も含む。）
② ①で「消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由	
<input type="checkbox"/>	免税事業者である
<input type="checkbox"/>	簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/>	消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/>	その他（ ）

第2号様式

年 月 日

様

船橋市保育所等安全対策推進事業（保育所等事業継続支援事業）補助金  
交付可否決定通知書

船橋市長



年 月 日付け申請のあった保育所等安全対策推進事業（保育所等事業継続支援事業）補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。

交付決定額

円

2 交付しません。

理由



第3号様式

年 月 日

船橋市長 あて

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

法人名  
施設名  
住 所  
代表者氏名

年 月 日付け船保入指令第 号で交付決定を受けた船橋市保育所等安全対策推進事業（保育所等事業継続支援事業）補助金について、船橋市保育所等安全対策推進事業（保育所等事業継続支援事業）補助金交付要綱第9条第5項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 船橋市保育所等安全対策推進事業（保育所等事業継続支援事業）補助金交付額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。